

2010年（平成22年）8月9日

株式会社ワールドアベニュー
代表取締役 松久保 朱美 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
会長 青山 俊山
理事長 芳賀 唯 史
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階

再申入れ並びに要請

先日、回答書を受領しましたが、その内容は、当機構からの申入れ趣旨を踏まえた回答にはなっていないものと受け止めております。

つきましては、このたび下記のとおり、再度の申入れ並びに要請を行います。本「再申入れ並びに要請」に対する貴社の文書による回答を2010年8月31日（火）までに当機構にお送りください。

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴社のご回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表することを、すでにご案内しています。しかしながら、今回の再申入れに対し、その申入れ趣旨を踏まえた回答でないと当方が判断した場合は、前文にかかわらず、真摯な対応を得られていない旨の途中経過を公表することもあることを申し添えます。

また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

記

1. 貴社回答書の「1」について

貴社は、「ワールドアベニュー海外留学プログラム 約款」（以下「本件約款」という）の「契約の解除」の定めにおいて、「お客様のご都合によるプログラムの中止」とのみ記載しており、「プログラム」の定義もなく、その中止の「時期」についても記載していません。

その結果、本件約款の「契約の解除」の当該条項は契約締結後渡航前でも消費者に適用される可能性があります。

渡航前後の時期を区切らずに損害賠償を予定する記載であれば、貴社に損害が発生していないにもかかわらず、或いは貴社の平均的損害を超えて損害賠償を予定している条項となります。

この点、消費者契約法第9条1号違反であり、使用しないことを、当機構

では申入れています。

また、貴社の回答のように、本条項が「現地で」途中で学校を辞めた場合にのみ適用するという趣旨であるならば、「現地で」を入れて趣旨を明確にするとともに、本条項にいう「プログラム」が「現地プログラム」であることを明確にする条項を本件約款に記載すべきことをあらたに申入れます。

2. 貴社回答書の「2」について

当機構の申入れは、申込金について貴社本件約款では2つの説明があるが、申込金は国内サポート代金であるから、プログラムの進行度合いに応じて解約時には返金すべきであることを指摘しています。

貴社の回答では、「申込金は、お客様との留学あっせんサービス提供等に関する契約締結を証するものであり、貴社の留学あっせん等に関する情報提供サービスを受ける資格の対価でもある」と主張されています。

しかし、申込金以外に国内サポート費用の対価は存在しません。したがって「貴社の留学あっせん等に関する情報提供サービスを受ける資格の対価」であるということは、すなわち国内サポート費用の対価にはかなりません。

また、貴社の申込金が、在学契約における学納金である入学金とは全く法的性格が異なることも明らかです。在学契約は教育的な観点から通常の準委任契約とは異なる法的性格を認められたものであって、特に入学金は、入学する地位を確保しなければ他の時期に入学できないという授業開始時期との関係で支払われるものであること、複数の志望校がある場合に他の学校の試験に落ちて入学できないとしても入学金を納めておけばその学校には入学することができるという消費者のメリットがあることから、特別に入学する地位の対価という法的性格が認められたものです。

貴社の留学あっせん契約は、あっせんという役務提供に過ぎず学校教育を提供するものではないので、在学契約ではありません。そして、いつでもプログラムに参加できること、他の留学あっせん業者も多く存在することから、特別な地位を確保する必要性もありません。

したがって、貴社の留学あっせん契約は単なる準委任契約にすぎません。

ですから、申込金は、入学金と同様の特別な法的性格を与えられることはならず、準委任契約における解約であり、民法上、貴社の役務の履行度合いに応じて解約時には返還されることとなります。

貴社の回答では、「法律上の根拠」があれば返金できるという趣旨だと説明されていますが、「法律上の根拠」としては、債務不履行だけでなく、消費者契約法に基づく取消権もありますし、もともと準委任契約はいつでも取り消すことができるのですから、貴社の役務の履行度合いに応じて返金すべきであることが民法上の要請です。これに反して消費者に不利益な違約金を定めたものであるならば、消費者契約法第9条1号に反することは明らかですから、本件約款の記載を改め、役務の履行度合いに応じて返金することを明示することを申入れます。

3. 貴社回答書の「3」について

回答書では、申入れが「契約締結日からの経過日数を基準に」キャンセル料を定めることが一般的だと主張していますが、旅行約款でも、旅行開始日を基準にして遡って日数毎にキャンセル料を定めていますので、契約締結日からの経過日数を基準にすると的一般的事実はなく貴社の誤解です。

通常、留学あっせんの解約に伴う損害は、貴社が役務を履行したことにより発生すると考えられますし、渡航日に近づくほど役務が多く履行され、留学先への支払いも多くなりますから、契約締結日からの経過日数を基準にキャンセル料を定めることは不合理であると、当機構は申入れているのです。

本件約款のように履行した役務と無関係にキャンセル料を定めることは平均的損害を超えたものであることは明らかですので、直ちに本件約款の使用を止めることを申入れます。

しかし一方、貴社は合理的な定めだということを主張されているので、契約締結日からの各経過日数と貴社の具体的損害との対応関係を明らかにしていただきたく再度申入れます。

また、「業界の約款例」ということで2社の約款が貴社から提示されました
が、当機構としても、貴社と同様の事業を別途長く営業している「株式会社 留学ジャーナル」の留学プログラム約款（写し）を送らせて頂きますのでご再考ください。

4. 貴社回答書の「4」について

語学レベルでの不利益事実を告知していない勧誘行為に関わる申入れ事項に対して、貴社回答書では十分に回答していただいていません。

「説明を尽くしている」という回答ですが、必要な語学レベルの説明をしたならば、さらにその際には、どの程度の割合（人数・率）で看護実習コースに進めるのかを説明され、理解いただかないと、通常は契約しないと思われるコース内容であると考えられます。

従って、説明を尽くしたというのであれば、どの程度の割合の人が必要な語学レベルを達成し、看護実習コースに進んだかについても説明をされていると思料します。この点について、実際の割合について説明した具体的数値を含む内容を回答願います。

以上

【添付資料】

株式会社 留学ジャーナルの「留学プログラム約款」の写し

<本件に関する問い合わせ先>

消費者機構日本 理事・事務局長 磯辺 浩一 、 事務局 小倉 健吾
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

留学プログラム約款

株式会社 留学ジャーナル「留学プログラム約款」(写し)

I. 基本約款

第1条 (約款)

申し込み希望者は、基本的約款及び該当する個別約款（Ⅰ、専門課程プログラムまたはⅡ 長期留学プログラム）を承諾の上、株式会社留学ジャーナル（以下「当社」といいます）に対し、専門課程プログラム、語学留学プログラムに含まれる各種サービス（以下「留学プログラム」といいます）を申し込みます。基本的約款に加えて、申し込み留学プログラムにより、専門課程プログラム、語学留学プログラムの個別的約款から該当するものが適用されます（以下「基本的約款と該当する個別約款を合わせて「約款」といいます）。

第2条 (契約の申し込みと成立)

(1) 本約款における申し込み希望者による留学プログラムの契約の申し込みは、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「留学プログラム申し込み書」を作成・提出し、かつ第1条（1）項に基づく所定の「プログラム費」を支払い、当社との「留学プログラム申し込み書」の提出及び「プログラム費」の受領を確認したときをいいます（当社が申し込み希望者を「申し込み者」といいます）。

(2) 本約款に基づく申し込み者と当社との間の留学プログラム契約は、当社が申し込み者に対し、申し込み者からの申し込みを承諾する旨の書面（留学プログラム申し込み確認書）を発送したときに成立するものとします。

(3) 留学先学校または研修施設（以下「留学先」といいます）が決定し留学手続きを開始するとき、当社はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨の書面（留学手続き引受確認書）を発送します。

第3条 (拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みを却下することがあります。

(1) 申し込み者の日本の学業成績が留学先の定める評定値に達していないときや申し込み者に留学に適した条件が備わっていないなど当社が認めたとき。

(2) 申し込み者が未成年である場合または学生の場合 申し込みについて親権者（両親等）の同意がないとき。

(3) 申し込み者が希望する留学先の定員に受け可能な余裕がない場合等客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかとなるとき。

(4) 申し込み者が希望する留学先 留学期間の申し込み手続きの期限までに、留学手続きができる見通しがないとき。

(5) 申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。

(6) 各留学プログラム個別約款の「拒否事由」が認められる場合。

(7) その他 当社が不適当と認めたとき。

第4条 (プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者の留学の关心、得来る志望進路、現在までの学業成績や社会経験ならびに英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが認別別カウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者希望する留学先に対する留学申し込み手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、個別約款にて別途明示されている場合を除き、申し込み者の希望する留学先への合宿料や留学先での課程修了等を請け負うり、その他留学中あるいは留学修了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款に定めてある場合を除き、プログラムの運営はいたしません。このプログラムの有効期限は申し込み日から出発までの最長年間です。

この留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。

(1) 学校選択
申し込み者は、申し込み者の希望留学先及びコース選択を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申し込み者の意思により1校選択します。

(2) 各種手続きの代行

①入学手続き
各留学プログラムの個別約款に定められた入学の手続きを行います。

②滞在手続費

当社は、申し込み者が留学する際の宿泊手続料を代行いたします。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮などの滞在施設を持たない場合や申し込み手続きの運営ができない場合は、当社は原則として、この滞在手続きの代行はいたしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ以外の滞在手続きの代行はいたしません。専門課程プログラムの英語コース等に申し込み手続と手続き代行可能な語学コースの滞在先については、申し込み手続を代行しますが、専門プログラムに正式入学した後の滞在先の手配は、申し込み者が現地で行うものとします。

希望留学先によっては、申し込み者の出発日以前に寮またはホームステイ等の滞在先住所等、部屋番号等がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か寮か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が違う場合もあります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合もあります。当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

③渡航手続料

希望者には、成田空港または他の国内以下の空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申し込み・取消事項は、別に定める標準旅行乗継料の手配旅行契約の部、並航手續代行契約の部ならびに当社の航空券取扱条件書等に記載します。

（航行費用：株式会社留学ジャーナル親光学長官空港運行業第1695号）。

④留学費用の支払い

当社は、宿泊（2）項に定める希望留学先等への留学費用の支払い手続きを送金あるいは銀行小切手の送金により代行します。ただし、専門課程の条件付き入学（以下「英語コース付き」といいます）の場合は、英語コースのみ支払い手続き代行の対象となる場合があります。申し込み者は、当社が定める納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まれなければなりません。希望留学先によっては、授業料、部屋代、食費などを事前に（1）送金または銀行小切手によって支払う場合、（2）現地でトラベラーズチェックによって支払う場合があります。この場合当社

は、原則として（1）の方法によってのみ代行いたします（新8条の着替要請もご参照ください）。トラベラーズチェックにて支払う必要がある場合、申し込み者は、事前にトラベラーズチェックを自身でご用意の上、現地にて希望留学先に直接お支払いください。また専門課程の場合は、取得を希望する授業の単位数によって授業料は異なりますので、当社では概算で請求することがあります。さらに、寮などを利用する場合も、利用する部屋のタイプによって対応が異なりますので、当社では概算で請求することがあります。

⑤外貨預り先の紹介

留学費用の支払いにトラベラーズチェックを必要とする場合、当社はトラベラーズチェックの購入方法ならびに購入先をご紹介いたします。

⑥海外留学保険加入手続き

当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、アメリカの大學生・2年制大学及び語学コースをはじめ海外の留学生を受け入れている学校では、各自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、被保険者等が異なるため海外留学保険には別加入されるようすがあります。なお、海外留学保険は別途料金となります。

⑦パスポート申請書類

申し込み者が希望する場合、当社の指定する銀行代理店が、パスポート申請書類を別途定める「旅券・査証手配条件書」に準じて、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受取時は、申し込み者本人が所持箇所にて出向かなければなりません。

⑧ビザ申請手続

留学先ビザが必要となる場合、希望者は当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「旅券・査証手配条件書」に準じて、別途料金にて行います。留学国や申し込み者の居住地域によってまたは希望予定期まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請等ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

⑨必要な書類の翻訳

第5条に定める留学手続きに必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当社は英語・フランス語・豪語・スペイン語・韓国語高麗明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本（原本）を別途料金にて翻訳いたします。翻訳料は 第6条（5）項④に定めるとおりです。

⑩オリエンテーション

当社は、留学生の構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方などを紹介した小冊子の配布、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「生活準備説明」、「出発前の最終ガイド」等を渡し、また登録後は緊急時対応の「留学ジャーナルスチーデントプロテクション」により、オリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセミナー等、オリエンテーションが実施され会場等での交通費は、申し込み者の負担となります。

⑪留学ロードマップ

留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス（留学ジャーナルスチーデントプロテクション）を実施します（電話によるアドバイスは、AIG インターナショナル サービセズ（AIGIS）が行います）。

⑫留学ロードマップの紹介・申し込み代行

当社は、留学ロードマップの紹介・申し込み代行します。詳細は、希望者に後日案内する同ロードマップにてご確認ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、留学ローンを利用できないことがあります。

第5条 (必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手数料を担当カウンセラーまでお送りください。

第6条 (諸費用)

(1) プログラム費

各留学プログラムの個別約款第3条（諸費用）に定めるプログラム費を本第2条及び第9条に記載通りお支払いいただきます。なお、個別約款に定めた各プログラム費には、消費税が含まれています。

また、各プログラム費には、本条（2）項～（6）項の各種費用は含まれていません。

(2) 学留費用

当社では、希望する留学先への入学手続きに必要な費用としての出願料や滞在申込金、授業料及び入学登録料、ホームステイ寮に閲覧する費用、食費、航空料金、空港出迎え料（空港出迎えが可能かつ可能の場合のみ）、その他申し込み者が留学期間中に必要となる費用（以下「留学費用」と総称します）を希望留学先などから当社に寄せられた最新の資料に基づいて算出し、申し込み者へ請求いたします。申し込み者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に支払うものとします。なお、留学費用は学校、その他支払いの先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

(3) 宿泊費

申し込み者のスケジュールの関係上、申し込み者は、出発地、途中経由地ならびに現地にてホテルなどの宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊料金は原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用を申し込み者の負担となります。宿泊費用は特に指定しない限り申し込み者が直接宿泊先にお支払いください。

(4) 憲急連絡費

申し込み者本人またはご家族からの後継により、出発前、出発後に問合なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けいたします。その際にかかる費用は、相手国を開わず1回あたり5,000円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。

(5) 渡航手続料

上記で定めた費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、標準旅行乗継料の手配旅行契約の部ならびに渡航手続代行料金を收受することにより次に掲げる業務を行ふことを引き受けます。なお、渡航手続代行に関する業務及びそれらにかかる料金は、別途ご案内する各種条件書（航空券取扱条件書、旅券・査証手配条件書等）に準じます。

る料金は、別途ご案内する各種条件書（航空券取扱条件書、旅券・査証手配条件書等）に準じます。

1 旅券・査証・再入国許可に関する手続き

2 入出港手続書類の作成

3 航空券手配に付随する手続き

4 海外留学保険の手配

5 領空飛行證明書 卒業証明書 成績証明書 戸籍謄本または抄本等必要な書類の翻訳

なお、翻訳については以下の費用（消費税込）を收受することにより申受けます。

・翻訳料（1通あたり）	英語	フランス語
・航空機高麗明書	7,350円	8,400円
・卒業証明書	7,350円	10,500円
・成績証明書（大学・短大・高等のもの）	15,750円	21,000円
・（高校のもの）	12,800円	21,000円

・戸籍謄本（抄本）英語 フランス語とも1枚につき15,750円～21,000円

6 その他の諸費用

本条（1）項から（5）項まで定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に對して、別途手配料請求いたします。申し込み者は、当社から下記費用の支払を請求がある場合は、直ちにかかる諸費用を支払うようお願いします。

（1）海外送金手初手作成料または海外送金料にて必要となる銀行手数料

（2）その他、当社が申し込み者に對して、本条に記載する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用

る料金を、別途ご案内する各種条件書（航空券取扱条件書、旅券・査証手配条件書等）に準じます。

第7条 (申し込み後の変更と変更手数料)

申し込み者の都合により、留学先へ依頼する申し込み内容を変更する場合（ご出発後の変更も含む）には、各留学プログラムの個別約款に定める変更手数料が必要です。なお、個別約款に定めた変更手数料には、消費税が含まれています。

（1）留学手続きをした結果、第13条（1）項の①②③に定める事由によつて留学が不能となる場合において、申し込み者が留学条件を変更して再度留学手続きを行うことを希望したとき、当社は本条の変更手数料を申し受けますことなく、再度留学手続きを行います。

（2）空港送迎手配のため送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後申し込み者の都合により空港便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,150円（税込）を別途申し受けます。

第8条 (為替変動)

当社が本約款に基づき、申し込み者が代行して希望留学先に送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当社が定めた当社名にて100円単位（100円未満切り上げ）で決済を行います。この場合、為替変動による差額の清算はいたしません。ただし、当該留学先の指示により、到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は申し込み者が用意するトラベラーズチェックにての支払いとなります。

また、申し込み者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先への入学を取りやめたときに希望留学先から申し込み者に代して返還される費用がある場合、当社はかかる費用を申し込み者に代わって代理受領し、かかる費用を当社が返還する日のTTBレートにて換算した上で、申し込み者に返還するものとします。

第9条 (支払い)

申し込み者は、第9条ないし第7条に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に對して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを申し込み者に對して返還いたします。申し込み者が当社指定の期日までに本条に定める費用を当社に對して支払わないと場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも当社の指示する方法で必要な差額を支払っていただきます。

なお、留学費用等を税額控除で支払っている場合、後で支払い全額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い元との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各項目に定める各種費用の支払いについて、金銭機関を通じて当社に對してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料（以下、「振り込み手数料」といいます）ならびに当社から申し込み者に對して返還する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

第10条 (申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、留学プログラム契約の申し込み後に留学プログラム契約を解約する場合は、各留学プログラムの個別約款の規定に基づき、申し込み者に對する返金の手続きを行います。希望留学先に對するキャッシュセル料や渡航手配手数料にかかる航空会社に対するキャッシュセル料や留学費用等の解約による費用及び損失については申し込み者の負担となります。また、当社がこれを立て替え払いしたときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

第11条 (各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により交付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申し込み者に對して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に對するキャッシュセル料や渡航手配手数料ににおける航空会社に對するキャッシュセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失、申し込み者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第12条 (当社からの解約)

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約の解約することができるものとします。

①申し込み者が、当社指定の期日までに 第5条に定める必要な書類を送付しないとき。

②申し込み者が、当社指定の期日までに 第6条及び第7条に定める費用

の支払いを行わないとき。
④申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。
⑤申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な誤謬があることが判明したとき。
⑥申し込み者が、本約款に違反したとき。
⑦その他、当社がやむを得ない事由があると認めたとき。

(2) 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づく支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や遅延手配手数料等における航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当社からの請求後直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

第13条（免責事項）

(1) 当社は、次に示すような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかつた場合及び出発日時が遅延になった場合には、一切その責任を負いません。
①申し込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合。
②申し込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在できない場合。
③通信設備または希望留学先の事情により、入学許可申請の入学関係書類が朝日までに届かず。
④申し込み者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合。
⑤申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
⑦現地地図、戦争、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空港における不慮の災害、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない遅延サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
⑧申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの進捗が不可能に判断される場合。
⑨申し込み者が、本約款に違反した場合。
⑩その他各プログラムの個別約款「免責事項」に示例されている事由に該当する場合。

(2) 「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、AIGインターナショナル・サービス（AIGIS）が行います（渡航後帰国まで、最長1年間）。なお、緊急時24時間体制で電話により適切なアドバイスを行いますが、当社はその内容に何らの保証をするものではありません。

(3) 第4条（5）項に基づく当社による留学ローンの紹介、申し込み手続を行っており、当社は申し込み者の債務審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。

(4) 申し込み者は渡航前、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先の規定によって遅延した場合、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行なうあたり保険の契約が必要な場合は、申し込み者本人の責任において加入手続を行なっています。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切責任を負いません。

(5) 当社は、希望留学先 諸学コースから当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先・諸学コースの事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更については一切その責任を負いません。

第14条（損害の負担）

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第15条（前受金の保全）

当社は、次回以降の受取の保全を措置を講じてあります。
当社は、留学に関する費用内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金（前受金）を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするため「希望留学先別区分保証制度」を導入しています。毎年6月、12月の末を基準日として、前年度の半額を全額保証に信託することにより、万一当社の事業継続が困難となった場合、申し込み者に対する学資費用の保全額相当分を確実に返還保証いたします。

また、預託法にて対象となる飛行機代やホテル代等の差額に係る費用につきましては、観光厅長官登録旅行業第1種を当社は取得していることにより、日本旅行業協会による旅業業務保証金分担金を供託しています。これにより、同会会員との基準となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

第16条（守秘義務について）

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学手続の目的以外では一切に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ当申し込み者記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提供する海外サービス機関に顯示することがあります。

第17条（個人情報の取扱について）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1) 個人情報の取得及び利用について
当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者に最も厳重な調査を行った上、趣意を保持させたために適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について

申し込み者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、

電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、申し込みをする際には、留学先への入学手続上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。さらに渡航・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の箇項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提供いただかなければなりません。その他当社では、よりよい留学商品の創発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等を申し込み者にお届けするため、あるいは、留学用語等のご意見やご感想の提供をお願いするなど申し込み者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申し込み者から提供いただいた個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報をあらかじめ当社との間で確実に保持契約をしている企業（航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社等の業務委託会社）に開示いたします。ただし次の、それが場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示する事はありません。次の②項目と③項目のような特別な事項についても、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。
①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
②法令により開示が求められた場合
③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
④該当手数料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
⑤個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破損、改ざん、漏洩及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等による適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得て変更する事はいたしません。さらに、情報処理部が外部企業に委託する場合も同様です。

(4) 個人情報の照会、開示、変更、利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報をついて、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除した場合は、当社の商品やサービスを利用できなくなる場合があります。

(5) 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。
管理者：本部長 矢島和雄
連絡先：03-5312-4421(代) (平日のみ 10:00~18:00)

第18条（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第19条（約款の変更）

本約款は、事前に告知なしに変更されることがあります。

第20条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第21条（効効期日）

本約款の内容は、2010年3月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。

II. 専門課程プログラム個別約款

「専門課程プログラム」に申し込む場合、「留学プログラム約款I、基本約款」の第1条から第21条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条（プログラムの種類）

「専門課程プログラム」の場合、申し込み者において希望留学先及びプログラムの指定の英語力を満たしている場合には、当社が認証する専門学校、または大学・2年制大学で行われている1年以内で修了可能な専門課程への入学申込手続きを行います。申し込み者において指定の英語能力に達していない場合は、「英語コース付き」の手続きを行います。申し込み者の希望により許可されたプログラムに前英文研修を申し込み場合も「英語コース付き」となります。

第2条（プログラムの範囲）

「専門課程プログラム」では、希望留学先に入学願書と必要書類を送り入学許可が得られた場合に入学許可書等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを行います。「専門課程プログラム」で、「英語コース付き」は、専門課程からの許可証に加え、希望または指定の英語学校から入学許可書等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを行います。出課時に指定の英語力に満たない場合は、希望留学先から「英語力が基礎を満たした段階で入学を認める」との内容通知を取り寄せ、当該希望留学先が認定する留学コースへの入学申し込み手続きを行います。その後、申し込み者が語学コースに入學して、希望留学先の付した条件を満たした場合の正式入学の申し込み手続きは、申し込み者が行うものとします。専門課程の出願校決定を保留し、語学学校への留学をする場合

指定の都市においてのみ現地オフィスでのカウンセリング及び手続き代行が可能です。

第3条（諸費用）※下記料金には消費税が含まれます。

「専門課程プログラム」のプログラム費は167,500円です。また、「英語コース付き」のプログラム費は210,000円です。希望する専門学科の分野により、出願可能な学校の有無を調査するために、一部金として31,500円のものをお支払いいただき、リサーチを開始することができます。なおこの金額はプログラム費の一部に充当されます。

第4条（変更手数料）※下記料金には消費税が含まれます。

申し込み者の都合により留学先、留学期間、留学期間などの留学条件を変更する場合（ご出発後の変更を含む）は、変更手数料が必要です。「専門課程プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき31,500円です。出発後も適用となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です。（留学出発後も適用となります）

第5条（申し込み後の取消と返金）※下記料金には消費税が含まれます。

(1) 申し込み日から起算して7日以内の取消

すでに出願手続きを開始している場合は、手続きを終えて返金いたしました。出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたします。

(2) 申し込み日から起算して8日目以降「留学手続き引受け確認書」発送以前の取消料

取消料31,500円とすれば出願手続きを開始している場合は入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたしました。

(3) 「留学手続き引受け確認書」発送後10日以内の取消

取消料52,500円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたしました。

(4) 「留学手続き引受け確認書」発送後11日以降30日以内の取消

取消料105,000円と入学や滞在にかかる費用で取消ができないものを差し引き、返金いたします。

(5) 「留学手続き引受け確認書」発送後31日以降出発日前日までの取消

第3条（諸費用）で定めるプログラム費が取消料となり、さらに入学や滞在にかかる費用で取消ができないものを差し引き、返金いたします。

(6) 出発日以降の取消

返金は一切いたしません。

III. 長期語学留学プログラム個別約款

「長期語学留学プログラム」に申し込む場合、「留学プログラム約款I 基本約款」の第1条から第21条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第1条（プログラムの種類）

「長期語学留学プログラム」とは、語学コースの開始日から起算して終了日までの期間（以下「留学期間」といいます）が3ヶ月を超えるものといいます。

第2条（プログラムの範囲）

长期語学留学プログラムの場合、希望留学先に入学願書と必要書類を送り、入学許可が得られた場合に入学許可書等の入学関係書類を取り寄せ、入学申し込みの手続きを行います。

第3条（諸費用）※下記料金には消費税が含まれます。

「長期語学留学プログラム」のプログラム費は84,000円です。一度に2校以上申し込む場合、2校目以降の手続き代行料は1校につき52,500円となり、通常のプログラム費に加算されます。

第4条（変更手数料）※下記料金には消費税が含まれます。

申し込み者の都合により留学先、留学期間、留学期間等の留学条件を変更する場合は、変更手数料が必要です。「長期語学留学プログラム」の場合希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき52,500円となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です。（留学出発後も適用となります）

第5条（申し込み後の取消と返金）※下記料金には消費税が含まれます。

(1) 申し込み日から起算して7日以内の取消

すでに出願手続きを開始している場合は、手続きを終えて返金いたしました。出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたします。

(2) 申し込み日から起算して8日目以降「留学手続き引受け確認書」発送以前の取消

取消料31,500円とすれば出願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたしました。

(3) 「留学手続き引受け確認書」発送後10日以内の取消

取消料52,500円と入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたしました。

(4) 「留学手続き引受け確認書」発送後11日以降出発日前日までの取消

第3条（諸費用）で定めるプログラム費が取消料となり、入学や滞在にかかる費用で取消ができないものを差し引き、返金いたします。

(5) 出発日以降の取消

返金は一切いたしません。

*「現地カウンセリング型カナダ長期留学プログラム」の個別約款は、一部異なる条件があるため、別途お渡しする「お申し込み条件書」に同意していただきます。

*「ワーキングホリデーサポートプログラム」に申し込む場合、別途お渡しする「ワーキングホリデーサポートプログラム」の個別約款に同意していただきます。